

国勢調査の調査項目は 次のように利用 されています



男女の別, 出生の年月

人口に関する最も基本的な項目で、男女・年齢別人口などの統計を作成することにより、少子高齢化が進行している我が国の人口構造の分析や将来人口の推計に利用されます。



従業地又は通学地

この項目を用いて、通勤・通学による人口の動きや、各市区町村の昼間人口などを明らかにする統計を作成することにより、地域間の交通網の整備などの交通対策、都市計画などの資料として利用されます。



世帯主との続き柄, 配偶者の有無

これらの項目を用いて、高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯構成に関する統計を作成することにより、福祉行政などの施策に利用されます。



教育

この項目と産業・職業や男女・年齢などを組み合わせた統計を作成することにより、文教、雇用、社会教育などの行政施策などになくてはならないデータとして活用されます。



勤め先・業主などの名称及び事業の内容, 本人の仕事の内容

これらの項目から「産業」と「職業」についての統計を作成することにより、就労支援など、雇用の安定や地域の活性化を図るための諸施策に欠くことのできないデータとして活用されます。



2020年国勢調査第3次試験調査

調査票の記入のしかた



調査票の記入は
黒の鉛筆で!

6月13日(木)現在で 国勢調査の試験調査を行います

2020年に実施する国勢調査に向けて、より良い調査方法や調査票の設計などを検討するために、みなさまのお住まいの地域において、試験調査をお願いしております。

国勢調査は 国の最も重要な統計調査です

国勢調査は、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査です。
調査結果の利用例については、16ページをご覧ください。

調査票の記入内容は 統計法に基づき厳重に保護されます

この調査は、統計法に基づいて行うもので、統計調査に従事する者には、個人情報を守るための守秘義務が課せられています。
調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、完全に溶かします。

誰について書けばよいの?

調査の場所・ 世帯の決め方

あなたの世帯にふだん住んでいる人を
もれなく回答してください

2・3
ページ

この項目はどう書けばよいの?

調査票の記入例・ 記入のしかた

第1面(オモテ側): 6~7ページ
第2面(ウラ側): 8~9ページ

4~9
ページ

事業と仕事はどう書けばよいの?

事業と仕事の記入の しかた・書き方の例

調査票15欄・16欄を記入する際に
参照してください

10~15
ページ

国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください



- 国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール、不審なウェブサイトなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。
- 調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。

国勢調査に関することは、総務省統計局の
ホームページでご覧になれます。

総務省統計局

検索

<https://www.stat.go.jp/>

総務省統計局

- インターネットで回答した場合は、紙の調査票を提出する必要はありません。
- 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないかをもう一度確認してください。
- 調査票に記入もれなどがあった場合は、確認のため市区町村からおたずねすることがあります。

調査についての
お問合せは **国勢調査コールセンター**

0570-00-5667

IP電話の場合: 03-6739-2808

設置期間: 2019年7月7日(日)まで(土・日・祝日にもご利用できます)
受付時間: 午前8時30分~午後9時

※ おかけ間違いのないようご注意ください。
※ ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合、それぞれ所定の通話料金となります。
※ IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

調査の場所

調査票には あなたの世帯に
ふだん住んでいる人を回答してください

ふだん住んでいる人とは

住民票などの届出に関係なく **6月13日(木)現在** あなたの世帯に

- ◆ すでに3か月以上住んでいる人
- ◆ まだ3か月にならないが 3か月以上にわたって住むことになっている人

※ 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も記入してください。

! 次の人たちは、それぞれに示す場所で調査することになっています。
※ 家族の中に次の人たちがいる場合は、記入にあたって注意してください。

事 例	調査する場所 (調査票を記入いただくところ)
● 旅行、出張、出かせぎなどで一時的に不在の人	自宅を不在にする期間が 3か月未満のとき……… 自 宅 3か月以上にわたるとき…… 旅行先、出張先、出かせぎ先など
● 学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋などから通学している学生・生徒	その学生寮・寄宿舎、下宿屋
● 病院・療養所などに入院している人	入院してから 3か月にならない人……… 自 宅 すでに3か月以上の人……… 入院先
● 社会福祉施設(老人ホーム)などに入所している人	入所している期間が すでに3か月以上経過している人……… 入所先 3か月に満たない人で、 3か月以上入所することになっている人…… 入所先 3か月以上入所しない人……… 自 宅
● 船に乗り組んでいる人	自 宅
● 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者	その営舎又は艦船
● 刑務所・拘置所に収容されている人のうち、刑の決まっている人	収容されているところ
● 少年院・婦人補導院に収容されている人	収容されているところ
● 3か月以上にわたって住んでいるところも住むことになっているところもない人	現在いる場所
● 2か所に住居をもっている人	ふだん寝泊まりする日数の多い住居

Q&A 《問》 アパートを借りて住んでいる学生で、6月13日に帰省している人はどこで調査するのですか？
 (答) 帰省する期間が3か月未満の場合 → 住んでいるアパート
 帰省する期間が3か月以上の場合 → 帰省先
 ※ 帰省先から戻った際(アパートに帰宅した際)に調査票が配布されていた場合は、お住まいの市区町村にご連絡ください。
 ※ 学校の学生寮・寄宿舎に住んでいる学生は、帰省する期間にかかわらず学生寮・寄宿舎で調査します。

世帯の決め方

調査票は **世帯ごとに** 記入してください

世帯とは

- ◆ 一般の家庭のように住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- ◆ 一人で 1戸をかまえている人は 一人で一つの世帯

! 親夫婦と子夫婦が同じ建物に住んでいても、次のいずれかにあてはまる場合には、別の世帯とします。世帯ごとに、別の調査票に記入してください。

- 親夫婦と子夫婦とで生計を別れている
- 親夫婦と子夫婦とで居住部分が独立している

「居住部分が独立している」とは、具体的には、次の①、②の両方にあてはまる場合をいいます。

- ① 親夫婦と子夫婦の居住部分が完全に仕切られていること
- ② それぞれの居住部分に専用の出入口・炊事用流し・トイレがあること
(共用でも、他方の居住部分を通らずにいつでも使える場合も含む。)



! 次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

事 例	世帯の決め方
● 間借り・下宿をしている人 (ルームシェア・シェアハウスを含む)	単身者……… 一人で一つの世帯 兄弟など 家族が一緒……… 家族ごとに一つの世帯とします
● 住み込みで働いている単身者	雇主の家に同居……… 雇主の世帯に含めます 雇主と別の建物に居住……… 雇主とは別の世帯
● 会社や官公庁などの独身寮・寄宿舎に住んでいる単身者	一人で一つの世帯

※ 世帯が別になる場合は、それぞれの世帯ごとに調査票が必要になりますので、調査票の追加が必要なときは、お住まいの市区町村にご連絡ください。
 (郵送で提出する場合は、それぞれの世帯ごとに『郵送提出用封筒』も必要になりますので、『郵送提出用封筒』の追加が必要なときは、併せてご連絡ください。)

4~15ページを参考にして 調査票に記入してください

1. 世帯員の数

- ふだん住んでいる人全員の人数を書いてください。調査票の世帯員の欄に記入する人数と一致します。
(「ふだん住んでいる人」の範囲については、2ページの説明を参考にしてください。)
- 世帯員が5人以上の場合には、1枚目に世帯全員の人数を書いてください。
※ 調査票の追加が必要な場合は、お住まいの市区町村にご連絡ください。

2. 住居の種類

- **持ち家** → 所有している住宅。登記が済んでいない場合や、住宅ローンなどの支払いが完了していない場合も含めます。
- **都市再生機構・公社等の賃貸住宅** → 都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅。ただし、「給与住宅」の場合は含めません。
- **給与住宅 (社宅・公務員住宅など)** → 勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は借りている住宅に住んでいる場合。勤め先の会社などが借り上げている一般のアパートに住んでいる場合も含めます。
- **住宅に間借り** → 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、借家、給与住宅)の一部を借りている場合。ただし、その借りている部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「民営の賃貸住宅」とします。
- **会社等独身寮・寄宿舎** → 会社・官公庁・団体などが単身の職員・従業員の居住のために所有又は借りている建物。ただし、居住部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「給与住宅」とします。
- **その他** → 旅館・ホテル、病院、老人ホーム、学校、学生寮、会社、工場、事務所、簡易宿泊所など、住宅でない建物。ただし、居住部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「持ち家」から「給与住宅」までのいずれかとなります。

①他の世帯の居住部分と完全に仕切られていること
②あなたの世帯の専用の出入口・炊事用流し・トイレがあること(他の世帯と共用でも、その世帯の居住部分を通らずにいつでも使用できる場合も含む。)

3. 氏名及び男女の別

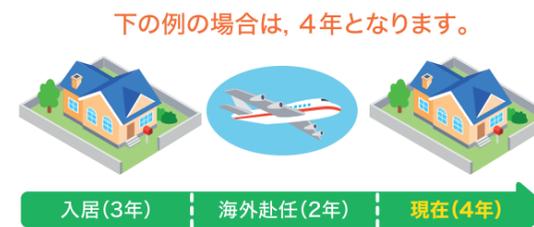
- 2019年6月13日午前零時までに生まれた新生児で、まだ名前を付けていない場合は、「氏名」欄に「命名 前」と書き、「男女の別」を記入してください。

4. 世帯主との続き柄

- 世帯員のうち一人を「世帯主又は代表者」とします。
- 他の世帯員は、「世帯主又は代表者」とした人からみた続き柄を記入してください。
 他の親族 → 曾祖父母、ひまご、おじ・おば、おい・めい、いとこや親せきの子弟(それぞれの配偶者を含む。)など
 その他 → 友人の子どもを預かっている場合やホームステイをしている人など、親族以外の同居人(住み込みの雇人を除く。)
- 学校の学生寮・寄宿舎の学生・生徒は、棟ごとに一つの世帯とします。
棟ごとに、一人を「世帯主又は代表者」とし、他の人は「その他」とします。

8. 現在の場所に住んでいる期間

- 現在の場所に住み始めてから、転勤、単身赴任、旅行、出張、出かせぎなどのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所へ戻ってきてからの期間について記入してください。



9. 5年前(平成26年6月13日)にはどこに住んでいましたか

- 平成26年6月13日に住んでいたところが、「他の区・市町村」の場合のみ、その場所を書いてください。
東京都区部又は政令指定都市の場合には、必ず区名まで書いてください。
- 平成26年6月13日より後に生まれた人については、出生後にふだん住んでいた場所を記入してください。
※ 2019年6月13日(調査日)に、まだ病院にいる新生児については、病院を退院してからふだん住むことになっている場所を記入してください。
- 東京都区部内又は政令指定都市内で、5年前に住んでいた区から別の区に転居した場合は、「他の区・市町村」とします。
- 市町村合併などにより、5年前に住んでいた市区町村の名称が変わっている場合は、現在の市区町村の名称を書いてください。 ※現在の市区町村の名称がどうしてもわからない場合は、当時の名称を書いてください。

調査票第2面(10~14欄)の説明へつづく

10. 教育

- 学校の種類については、次の表を参考にしてください。

なお、学習塾・洋裁教室・料理教室・英会話教室や職員・社員の研修所・訓練所などは、ここでいう学校には含めません。

「10. 教育」欄でいう主な学校の種類の例

小学	【新制】 小学校 義務教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部
	【旧制】 国民学校の初等科 尋常小学校 （※ 高等小学校・国民学校の高等科の場合は、学校の種類は「中学」となります）
中学	【新制】 中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の高等科 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校 旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 ^{（注）}
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大 高専	【新制】 短期大学 専門職短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学	大学 専門職大学 水産大学校専門学科・専攻科 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程・総合課程 放送大学全科履修生
大学院	大学院 専門職大学院 水産大学校研究科 放送大学修士全科生

（注）平成16年度までの大学入学資格検定規定による試験の合格者も含めます。

- 高等学校、短期大学、大学や大学院については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による過程も含めます。
- 大学院については、修士課程（修士相当の課程を含む）以上を修了した場合に、卒業とします。
- 専修学校・各種学校については、入学資格や修業年限により、それに相当する学校区分に記入してください。
なお、次の表に該当しない場合は、直前の最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 （専門学校）	新高卒を入学資格とする修業年限 4年以上 のもの ^{（注）}	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限 2年以上4年未満 のもの	短大・高専
専修学校高等課程 （高等専修学校）	中学卒を入学資格とする修業年限 3年以上 のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限 2年以上 のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限 3年以上 のもの	高校・旧中

（注）平成18年3月までの卒業生は「短大・高専」とします。

- 外国の学校については、修業年限などにより、それに相当する学校区分に記入してください。
- 認定こども園は、幼稚園と保育園両方の機能を併せ持つ、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設をいいます。
※ 「〇〇幼稚園」や「〇〇保育園」という名称であっても、幼稚園と保育園の両方の機能がある場合は、認定こども園になります。

11. 6月6日から12日までの1週間に仕事をしましたか

- 家事などのほか仕事 → 主に家事などをしていて、そのかわり、たとえばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも仕事（収入を伴うもの）をしている場合
- 通学のかたわら仕事 → 主に通学していて、そのかわり、たとえばアルバイトなど、少しでも仕事（収入を伴うもの）をしている場合
※ 家族の人が自家営業を手伝った場合は、無給であっても「主に仕事」、「家事などのほか仕事」又は「通学のかたわら仕事」のいずれかに記入します。
- 仕事を休んでいた → 勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでいても、給料や賃金をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてからまだ30日にならない場合
- 仕事を探していた → 仕事がなく、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込んだり、新聞などの求人広告を見て応募したり、他の人に仕事の紹介を依頼するなど、積極的に仕事を探していた場合
ただし、仕事があったとき、その仕事にすぐつくことができる場合に限りです。
- 通学 → 料理教室、教養講座、英会話塾などに、週に1、2回程度通っている場合は含めません。（幼稚園、保育所又は認定こども園に通っている場合は「その他」とします。）
- その他（幼児や高齢など） → 「11欄」の他のいずれの区分にもあてはまらない場合
※ 民生委員、保護司、PTA役員やボランティア活動をしている人など収入を伴わない仕事のみをしている人は、「少しも仕事をしなかった人」に含めて、あてはまるいずれかに記入します。

12. 従業地又は通学地

- 仕事をしている場所又は通学している学校の場所について記入してください。
- 次のような人は、それぞれに示す場所を従業地とします。
 - 自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている人 → 自宅
 - 自営の大工や行商従事者など → 自宅
 - 雇われて戸外で仕事をしている人（外勤の職員、運転手など） → 配属されている営業所などのある市区町村
 - 船に乗り組んでいる人 → その船が主な根拠地としている港のある市区町村
- 東京都区部又は政令指定都市内で、住んでいる区とは別の区に通勤・通学している場合は、「他の区・市町村」とします。

13. 従業地又は通学地までの利用交通手段

- 利用交通手段が日によって違う場合は、主に利用する交通手段について記入してください。
- 利用交通手段が「行き」と「帰り」で異なる場合は、「行き」について記入してください。

14. 勤めか自営かの別

- 雇われている人 → 会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人を行い、勤め先での呼ばれ方によって、次のあてはまる区分に記入してください。
 - 正規の職員・従業員 → 一般職員や正社員など（知事、市町村長や議会議員も含めます。）
 - 労働者派遣事業所の派遣社員 → 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている場合
（労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。）
※ 次の場合は、「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしません。
● 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向
● テパートの派遣店員など（このような人は、派遣元の事業所における呼称によって記入します。）
● 労働者派遣法で適用外の業務（港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び医療を受ける者の居宅において行われているものに限る。ただし、紹介予定派遣による労働者派遣を除く。））
 - パート・アルバイト・その他 → 契約社員・嘱託なども含めます。
- 会社などの役員 → 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員（部長、課長などのいわゆる管理職や執行役員は、取締役や理事などの役員になっていなければ「雇われている人」とします。）
- 自営業主 → 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者など（商店などの経営者で、その商店などが会社組織（株式（有限も含む））・合資・合名・合同会社）の場合は、「会社などの役員」とします。
 - 雇人あり → 従業員を雇っている場合
 - 雇人なし → 従業員を雇っていない場合
- 家族従業者 → 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
- 家庭内の賃仕事（内職） → 材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を、自宅で一人でやっている場合

15. 勤め先・業主などの名称及び事業の内容

勤め先・業主などの名称

- 本人が仕事をしている事業所 (本社・本店、支社・支店、営業所、工場、商店など) の名称を書いてください。
 - 支社・支店・営業所などで仕事をしている人は、会社名だけでなく、実際に仕事をしている支社・支店・営業所などの名称まで書きます。
 - 二つ以上の事務所・工場・店などで仕事をしている人は、主に仕事をしている事業所 (仕事をした時間が最も長いもの) の名称を書きます。
 - 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の事業所の名称を書きます。(→書き方の例は15ページ)
- 事業所の名称には、法人の種類 (株式会社なら「(株)」など) を含めて書いてください。

事業の内容

- その事業所で、主に営まれている事業の内容を書いてください。
- 主な製品・商品やサービスの種類、製造か修理かの別、卸売か小売かの別がわかるように、《事業と仕事の書き方の例》を参考に書いてください。
 - その事業所で2種類以上の異なった事業を行っている場合は、主な事業の内容を一つだけ書きます。
 - 主に管理業務を行っている本社などの場合は、管理している全事業所を通じて、主な事業の内容を書きます。
 - 製造した商品を手当で一般の消費者に小売している場合は、「〇〇の製造小売」と書きます。
 - 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の事業所の事業の内容を書きます。(→書き方の例は15ページ)

16. 本人の仕事の内容

- その事業所で、本人が実際にしている主な仕事の内容を、《事業と仕事の書き方の例》を参考に書いてください。
 - 仕事の内容を言い表す職名がある場合は、たとえば「教諭」、「保育士」、「看護師」、「消防士」などと、その職名を書きます。
 - その事業所で、二つ以上の種類の異なった仕事をしている人は、主な仕事 (仕事をした時間が最も長いもの) の内容を一つだけ書きます。
- ※ 経営・販売などの仕事のほか、調理・製造・修理などの技術的・技能的な仕事もしている人は、技術的・技能的な仕事を書きます。

靴の修理と小売	➡	靴の修理	病院の経営と内科の診療	➡	内科医師
薬の調剤と小売	➡	薬剤師	食堂の経営と調理	➡	調理
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を書きます。(→書き方の例は15ページ)

※ 15欄と16欄の記入内容が18文字を超える場合は、点線の枠にとらわれずに書いてください。

正しい書き方の例

勤め先・業主などの名称	(株)エレック トロニック工業 業 若松 営業所
事業の内容	エアコン卸売業
本人の仕事の内容	エアコンの営業

間違った書き方の例

勤め先・業主などの名称	(株)エレック トロニック工業
事業の内容	卸売業
本人の仕事の内容	営業

支社・支店・営業所などで仕事をしている人は、会社名だけでなく、実際に仕事をしている支社・支店・営業所などの名称まで書いてください。

商店など

	卸 売	小 売			
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	浅田商店 菓子卸売	木村書店 書籍の小売	Linen 新宿店 婦人服の小売	スーパーやまき 各種食料品小売業	コンビニDマート西町店 コンビニエンスストア(食料品中心)
16 本人の仕事の内容	会計帳簿の記入整理	書店の経営	販売店員	商品の品出し	レジ係

「事務」の場合は、事務の内容がわかるように書いてください。 商品の種類、「卸売」か「小売」かの別がわかるように書いてください。

商店・通信販売など

	小 売	製造小売	製造直販	通信販売
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	つばさ薬局 調剤薬局	平成ドラッグ若松町店 ドラッグストア	遠州屋 豆腐の製造小売	ローラ製菓 Classic fan
16 本人の仕事の内容	薬剤師	一般医薬品の登録販売員	豆腐の製造	商品仕入事務員

商品を製造し、その場で販売している場合は、「〇〇の製造小売」と書いてください。 通信販売の場合は、自社で製造した商品が仕入れた商品かがわかるように書いてください。

会社の工場など

	工場 など				
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	田村化成(株)大阪工場 プラスチック製のカメラボディの製造	鈴木製作所(株) 食品加工用の機械製造業	ファルモ電機(株) パソコン製造業	河田ボルト工業 ボルト製造	新治ハム ハム製造業
16 本人の仕事の内容	デジタルカメラボディの成型加工	旋盤による金属加工	電子回路の設計技術者	製造設備の制御・監視	肉系巻き工

製品や取扱品の種類・材料・用途などがわかるように書いてください。 何を製造しているか、何に携わっているかがわかるように書いてください。また、金属加工を行っている場合は、どのような加工を行っているのかがわかるように書いてください。

会社の工場・支店・営業所など

	印 刷	受託生産	支 店	営 業 所
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	佐久間印刷 印刷業	成田メガネファクトリー メガネフレームの受託生産	岡山サッシ(株)仙台支店 アルミサッシ卸売	ACファイナンス(株)戸山営業所 クレジットカード業
16 本人の仕事の内容	チラシや雑誌の印刷	注文取り	アルミサッシの営業	電話受付係

会社の支店・営業所は、「名称」に「〇〇支店」、「〇〇営業所」などと書いてください。また、「事業」に「〇〇卸売」などと、その「支店」、「営業所」の事業の内容がわかるように書いてください。

会社の関連施設

	独身寮	保養所	研修施設	自家用倉庫	研究所
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 本岡鉄工(株) 平独身寮 事業 独身寮	名称 いくた汽船(株) 伊豆荘 事業 保養所	名称 和光商事(株) 板橋研修センター 事業 社員の研修施設	名称 石上製粉(株) 高田配送センター 事業 製粉業 自家用倉庫	名称 井上製薬(株) 製薬研究所 事業 医薬品の研究開発
16 本人の仕事の内容	寮の管理人	食事の調理	研修内容の企画	フォークリフト 運転手	医薬品の研究員

会社の関連施設は、「名称」に「〇〇寮」、「〇〇研修センター」、「〇〇配送センター」、「〇〇研究所」などを書いてください。また、「事業」に「独身寮」、「自家用倉庫」などと事業の内容がわかるように書いてください。

研究所は、製薬会社の工場内にあるのか、工場とは別の場所にあるのかがわかるように書いてください。工場内にある研究所の場合は、「井上製薬(株)〇〇工場 製薬研究所」などと工場名も書いてください。

医療・子育て支援施設など

	医療			子育て支援施設	
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 山田病院 事業 病院	名称 新宿戸山歯科医院 事業 歯科診療所	名称 訪問看護ステーション ももかわ 事業 訪問看護業	名称 のびのび こども園 事業 幼保連携型 認定こども園	名称 めぐみ保育園 事業 保育所
16 本人の仕事の内容	看護助手	歯科医師	看護師	保育教諭	保育士

「医師」、「看護師」、「保育士」などの職名をもつ人は、その職名を書いてください。

介護・福祉施設など

	介護・福祉施設				
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 社会福祉法人 ケアセンター長野 事業 高齢者を訪問して、 食事・入浴等の介護を行う	名称 デイサービス さつき苑 老人デイサービス センター 事業 介護職員	名称 すこやかホーム 事業 特別養護老人ホーム	名称 たんぼぼの里 事業 児童養護施設	名称 ゆたか作業所 事業 障がい者の就労継続 支援事業所(B型)
16 本人の仕事の内容	訪問介護員 (ホームヘルパー)	介護職員	介護福祉士	児童指導員	エプロンの縫製

訪問看護か、施設での介護かがわかるように書いてください。

福祉施設の場合は、老人福祉、児童福祉などの別がわかるように書いてください。

障がい者の就労継続支援事業所などで作業をしている場合は、作業の内容と施設の種類の(A型・B型の別)がわかるように書いてください。なお、B型の場合は、「14欄 勤めか自営かの別」は、「自営業主 雇人なし」とします。

鉱業・建設業など

	鉱業	建設業			
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 橋本興業(株) 事業 砂利採取	名称 かぶと電気(株) 事業 電気工事 屋内の電気の配線	名称 加藤工務店 事業 木造住宅建築請負 大工	名称 奥山土建 事業 土木工事 アスファルト舗装工	名称 インテリア富士 事業 住宅内装工事 クロス張り
16 本人の仕事の内容	ショベルカーの運転				

工事や仕事の内容がわかるように書いてください。

サービス業など

	修理業	クリーニング	ビルサービス	ハウスクリーニング	警備業
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 (株)大井工業 事業 自動車整備	名称 若松クリーニング 事業 クリーニング取次店	名称 田中ビル サービス(株) 事業 ビル清掃業	名称 ハウスキーブ Clean 事業 個人家庭の ハウスクリーニング	名称 矢島警備保障(株) 事業 警備業
16 本人の仕事の内容	板金塗装	洗濯物の取次ぎ	ビルの清掃	換気扇の掃除	警備員

修理しているものの種類がわかるように書いてください。

取次ぎをしている店の場合、「取次店」であることを書いてください。

事業所に行くものか、個人家庭に行くものかがわかるように書いてください。

サービス業など

	療術業	エステティック業	リラクゼーション業	コールセンター	娯楽施設
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 健康堂 事業 リフレクソロジー	名称 ビューティー KIRARI 事業 エステティック業	名称 癒やし処 りらくす 事業 リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	名称 センス ホットライン(株) 事業 コールセンター	名称 大山レジャーランド 事業 遊園地
16 本人の仕事の内容	足裏健康療術	エステティシャン	心身の緊張を ほぐすための施術	電話オペレーター	ジェット コースターの操作

飲食店・飲食サービス・宿泊業など

	飲食店・飲食サービス			ホテル・旅館	
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 日之出弁当 事業 客の注文に応じて、 弁当を調理して販売	名称 手打ちそば軒屋 事業 日本そば屋	名称 カフェひといき 事業 喫茶店	名称 新沖縄リゾート ホテル 事業 ホテル	名称 ゆとりろの宿 事業 旅館業
16 本人の仕事の内容	弁当の調理	調理	ウエイトレス	宴会部門 営業担当	フロント受付係

客の注文に応じた調理か、見込みでの製造かがわかるように書いてください。

「中華料理店」、「居酒屋」、「日本そば屋」などと、飲食店の種類がわかるように書いてください。

運輸・郵政など

	運輸	運輸サービス	郵政
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 南西電鉄(株) 荒瀬駅 事業 鉄道業	名称 トヤマ運輸(株) 事業 宅配便	名称 谷口運輸 サービス(株) 事業 貨物の取次ぎ
16 本人の仕事の内容	駅務員	宅配便運転手	貨物取扱事務

	郵政
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 日本郵便(株) 大東京郵便局 事業 郵便業
16 本人の仕事の内容	郵便物の集配

日本郵政グループの場合は、「日本郵政株式会社」、「日本郵便株式会社」、「株式会社ゆうちょ銀行」、「株式会社かんぽ生命保険」の別がわかるように書いてください。

所属する駅・機関区・営業所などの名称まで書いてください。

事業と仕事の記入のしかた・書き方の例

弁護士・著述家など

	弁護士	税理士	獣医業	著述業	設計事務所
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 弁護士法人 若松法律事務所 事業 法律事務所	山田重雄 税理士事務所 税理士事務所	坂上ペットクリニック ペット診療	ねりまただし 著述家	本間設計事務所 建物の設計
16 本人の仕事の内容	弁護士	税理士	診療助手	シナリオライター	建築士

法人組織の場合は、「名称」に「弁護士法人〇〇」と書いてください。この場合、「14欄 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」は、「雇われている人」又は「会社などの役員」とします。

「名称」はペンネームでもかまいません。

学校・教育支援・宗教など

	学校	教育支援	宗教
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 大川学園高等部 事業 高等学校	中央電子専門学校 専修学校	統数ゼミナール 荒井ピアノ教室
16 本人の仕事の内容	教諭	講師	宗教法人 統計院 寺院 住職

【専修学校、各種学校の場合は、それがわかるように書いてください。】 【学校教育以外の場合は、何を教えているのかわかるように書いてください。】

情報通信・情報サービス・映像・音声・文字情報制作など

	情報通信・情報サービス	インターネットサービス	映像制作
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 @To-kei 事業 インターネットサービスプロバイダ	アートソフト(株) ソフトウェアの設計・開発	(株)ハリサーチ 市場調査業
16 本人の仕事の内容	システム保守技術者	プログラマー	市場調査員

何に対する技術者かわかるように書いてください。

ショッピングサイトの運営か、そこに店舗しているインターネットショップなのかわかるように書いてください。

農業・漁業など

	農業	農業サービス	林業	漁業
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 小林 忠 事業 野菜の生産	佐々木ファーム 酪農業	中島町農作業センター 農作業の請負	大山生産森林組合 育林
16 本人の仕事の内容	野菜の栽培	牛の飼育	稲作作業	山林の手入れ

【会社名や「通称」などがなければ、事業主の氏名を書いてください。】

協同組合・公社など

	協同組合	公社	事業団	独立行政法人
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 山川農業協同組合 事業 信用・販売・購買・技術指導	港南漁業協同組合 水産加工工場 かまぼこ製造業	宮城県下水道公社 下水処理場の維持管理	日本下水道事業団 東海総合事務所 下水道施設の設計
16 本人の仕事の内容	営農指導員	かまぼこの成形	土木技師	貨幣製造業 貨幣の検査

協同組合で、信用事業又は共済事業を行っている場合は、「信用」又は「共済」と書いてください。また、他の事業も行っている場合は、「販売」、「購買」、「経営・技術指導」などと、その事業についても書いてください。

出先又は支所の事業所の場合は、「名称」に「〇〇工場」、「〇〇事務所」と書いてください。

事業の内容がわかるように書いてください。

不動産・物品賃貸業など

	不動産業	物品賃貸業
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 山本不動産 事業 土地・家屋の仲介	住築ホーム(株) 木造戸建て住宅販売
16 本人の仕事の内容	アパートの仲介	不動産営業部員

【「不動産取引業」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」などと事業の内容がわかるように書いてください。】 【賃貸している物品の種類がわかるように書いてください。】

官公庁

	官公庁
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 国土交通省東北地方整備局総務部会計課 事業 国家事務
16 本人の仕事の内容	物品の調達などの会計事務

所属する局部課や出張所などの名称まで書いてください。

「事務」の場合は、事務の内容がわかるように書いてください。

「警察官」、「自衛官」、「海上保安官」、「消防士」の職名をもつ人は、その職名を書いてください。

官公庁のうち、水道・電気・自動車運送事業などを行う部署や、給食センター、病院、建設事務所などの出先の事業所は、その部署や事業所で行っている事業の内容を書いてください。

金融・保険業など

	金融業	保険業
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 みずほ銀行 事業 銀行業	よつばビジネスサービス(株) 銀行事務請負業
16 本人の仕事の内容	銀行の貸付事務	銀行窓口の事務

ACカードサービス(株)
クレジットカード発行
会員カードの勧誘

平成昭和生命
生命保険業
保険外交員

ふたば自動車ネット損保
損害保険業
情報システム設計

労働者派遣事務所の派遣社員の方や、業務請負、内職などの方は、以下のように書いてください

	派遣社員	業務請負	家庭内職
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 安藤工業(株) 事業 自動車エンジン製造	福田 登 若松電力(株)から検針を請負	大橋 俊康 シルバー人材センターから紹介された自転車整理の請負
16 本人の仕事の内容	組立ライン作業員	電気メーターの検針	美装クリーンサービス ホテル客室の清掃請負業

労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の「名称」及び「事業」を書いてください。なお、「14欄 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」は、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。

電力会社から委託されて、検針、集金の仕事をしている人は、「名称」に本人の氏名を書いてください。

シルバー人材センター、高齢者事業団から仕事の紹介を受けている人は、「名称」に本人の氏名を書いてください。なお、「14欄 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」は、「自営業主 雇人なし」とします。

「名称」に本人の氏名を書いてください。